

産後ケア事業について



「産後に手伝ってくれる人がなくて不安」「赤ちゃんのお世話の仕方がわからない」
 「出産と子育ての疲れで体調がすぐれない」など、産後に困っていることはありませんか？
 産後ケア事業では、安心して子育てができるための支援を行います。

●○利用できる方●○

御船町に住民票がある、産後1年以内のお母さんと赤ちゃんで次のいずれかに該当する方

- 産後に心身の不調又は育児不安等がある方
- 家族等から十分な育児等の援助が受けられない方

○感染症にかかっている方、医療が必要な方は対象外になります。

●○サービスの内容●○

- 母親の身体的ケア及び保健指導・栄養指導
- 母親の心理的ケア
- 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）
- 育児の手技についての具体的な指導及び相談
- その他必要な保健指導・相談

●○利用料・利用回数・利用施設●○

		宿泊型	日帰り型		訪問型
			1日利用	短時間利用	
利用料	一般世帯	7,000円/泊	3,000円/回	1,000円/回	
	非課税世帯	2,000円/泊	1,000円/回	無料	
	生活保護世帯	無料			
利用回数		3泊まで	訪問型と合わせて5回まで		
利用施設		まつばせレディースクリニック	まつばせレディースクリニック	koga助産院	
			産後ケアハウス baby smile		いずみ助産所



●○注意事項●○

- 利用施設までの交通費は実費負担となります。
- 訪問型を利用する場合は、駐車場を確保してください。
- 御船町から転出した場合には利用できません。

●○問い合わせ先●○

御船町健康づくり保険課 健康推進係
 096-282-1602
 〒861-3296 御船町御船 995-1
 (御船町保健センター)

ご利用を希望される方は、裏面の利用方法をご覧ください。

●○利用申請●○

事前に、保健センター窓口に申請書を提出してください。妊娠32週から申請できます。

申請時に
必要なもの

1. 産後ケア事業利用申請書兼同意書
2. 母子健康手帳

※利用料の減額を希望される場合で、転入等の理由により、御船町で課税状況が確認できない場合は、世帯の課税状況を証明する書類

●○利用決定●○

産後ケア事業利用の承認または却下についての書類を郵送します。

●○サービス利用●○

○事前に希望される施設に連絡をして、予約をして利用してください。

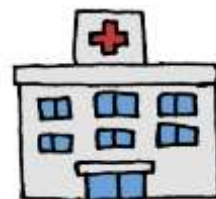
○予約の際は、「御船町の産後ケア事業」と伝えてください。

○利用料は利用施設に直接お支払いください。

利用時に
必要なもの

1. 産後ケア事業利用承認通知書
2. 母子健康手帳
3. 健康保険証
4. こども医療費受給者証
5. その他、利用施設から案内があったもの

※宿泊の場合、着替えオムツ、ミルク、哺乳瓶、スリッパ



利用施設一覧

機関名	利用種別	電話番号	住所
まっばせレディース クリニック	宿泊型	0964-34-0303	宇城市松橋町松橋689-1
	日帰り（1日利用）		
Koga助産院	日帰り（短時間）	090-6868-0323	御船町上野 1536
	訪問型		
いずみ助産所	訪問型	090-1878-8397	益城町広崎 802-20
産後ケアハウス Baby smile	日帰り（1日利用）	090-1084-8982	益城町広崎 925-7
	日帰り（短時間）		
	訪問型		